

浄化槽法第7条・11条検査判定基準概要

7条検査・11条検査は、外観検査・書類検査・水質検査の三つの分類から成り立っており、

各分類の内には小分類項目があります。三つの分類から判定を行い総合判定（適正 イ・おおむね適正 口・不適正 ハ）を決定しています。

下記に示した外観検査 AA 項目に一つでも不適があれば、総合判定が不適正となります。

外観検査 AA 項目

- 1)槽本体に著しい水平の狂いがある
- 2)槽本体に著しい浮上又は沈下がある
- 3)槽本体に著しい変形や亀裂がある
- 4)槽本体より漏水がある
- 5)槽本体より溢流がある
- 6)マンホール蓋等が腐食や破損があり、保守点検に大きな支障があり危険である
- 7)多量に雨水等の流入がある
- 8)多量に土砂の流入がある
- 9)多量に処理対象外の流入がある
- 10)ポンプの固定不良や欠落があり稼働していない（2台共）
- 11)2次・3次処理の散気管が欠落して、ばっ気が停止している
- 12)消毒装置の破損・欠落により残留塩素が検出されない
- 13)回転板の駆動装置に著しい固定不良がある
- 14)2次・3次処理の汚泥掻き寄せ機が欠落している
- 15)流入管・放流管が接続されていない
- 16)2次処理の送風機が設置されていない
- 17)ポンプが故障している（2台共）
- 18)2次処理の送風機が故障している（ベルト破損含む）
- 19)回転板の駆動装置が故障している
- 20)2次処理の沈殿槽汚泥掻き寄せ機が故障している

- 21) 1次処理槽に汚泥・スカムの著しい蓄積があり処理水に影響している
- 22) 沈殿槽・消毒槽・放流ポンプ槽・放流升に著しい汚泥・スカムがある
- 23) 処理対象以外の排水・異物や薬品等特殊な流入があり処理機能に支障が認められる
- 24) 著しい悪臭の発生があり近隣に迷惑がかかっている
- 25) 届出建物以外の排水が接続されている
- 26) 送風機の送気用と逆洗用の配管が逆に付けられている
- 27) プロワに電源が供給されていない
- 28) プロワの吐出口が2つ必要な浄化槽に吐出口が1つのプロワが設置されている

下記に示した外観検査A項目、書類検査A項目、水質検査A項目においては、外観検査、書類検査、水質検査いずれか1分類において1つ以上の不適があると、総合判定は、おおむね適正となる。

また、いずれかの2分類で1つ以上の不適があると総合判定は不適正となる。

外観検査A項目

- 1) 嵩上げが45cmを超える保守点検に大きな支障がある
- 2) マンホールの蓋が開閉できなくなっている保守点検に著しい支障がある
- 3) ろ材の固定不良や担体が流出している
- 4) ばっ氣装置が破損・欠落している（空気漏れ等）
- 5) 搅拌装置が破損・欠落している（流量調整槽・脱窒槽・凝集槽）
- 6) 汚泥返移送装置に破損・欠落がある
- 7) 循環装置に破損・欠落がある
- 8) 逆洗装置に破損・欠落がある
- 9) 膜モジュールに破損・欠落がある
- 10) 越流せきに破損・欠落・変形がある
- 11) 仕切り板等に破損・変形がある
- 12) 散水とい・平面酸化床の破損・欠落や固定不良がある
- 13) 散水ろ床が陥没している
- 14) 流入管や放流管が露出したり、勾配不良・破損がある
- 15) 三次処理の送風機が設置されていない
- 16) 原水ポンプや調整ポンプの1台が故障している
- 17) 2次処理の送風機から著しい異音の発生や振動がある
- 18) 回転板が停止している（みなし浄化槽）
- 19) 散気管に著しい詰まりがある
- 20) 汚泥返移送装置や循環装置が故障している

- 21)逆洗装置が故障している
- 22)制御装置に異常があり処理機能に支障がある
- 23)散水ろ床や平面酸化床に多量の汚泥蓄積がある
- 24)接触生物膜に著しい閉塞がある
- 25)流入や放流に滞留があり著しい影響がある（油脂や汚物の滞留も含む）
- 26)清掃後の水張りがされていない
- 27)2次・3次処理槽で沈殿の越流せきに不均等な越流がある
- 28)原水ポンプ・流量調整ポンプ・放流ポンプに異常があり著しい支障がある
- 29)ばっ氣槽・接触ばっ氣槽・担体流動槽・生物ろ過槽に異常がある
- 30)ばっ氣槽・接触ばっ氣槽・担体流動槽・生物ろ過槽に汚泥やスカムが認められる
- 31)多量の油脂類の流入がある

書類検査 A 項目

- 1)申請書類に記載された浄化槽の製造メーカー、処理方式、人槽が変更されている（7条検査時）
- 2)申請書類と建築用途が異なる（7条検査時）
- 3)保守点検が実施されていない
- 4)清掃が実施されていない（11条検査時）

水質検査 A 項目

- 1)水素イオン濃度指数が3未満である又は10を超えている
- 2)溶存酸素が0である
- 3)残留塩素が検出されない
- 4)透視度の数値が不適正である
- 5)生物化学的酸素要求量の数値が不適正である

その他の指摘事項は、総合判定には反映されません。